

特定施設入居者生活介護等利用契約書

(1) 契約の開始年月日

契約締結日	年 月 日
-------	-------

(2) 指定特定施設等の表示

名称	ひだまりガーデン南町田
所在地	〒194-0004 東京都町田市鶴間 4-14-1
サービスの種類	特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護
介護保険事業所番号	1 3 7 3 2 0 7 9 4 1

(3) 契約当事者の表示

利用者	氏 名	⑩			
	住 所				
	生年月日	年 月 日 (歳)	性 別		
事業者	法 人 名 代 表 者	社会医療法人社団正志会 理事長 猪口 正孝 ⑩			
	所 在 地	東京都町田市鶴間 4-4-1			

(4) (3)「契約当事者」以外の関係者の表示

身元引受人	氏 名	⑩			
	住 所				
	利用者との関係				

頭書（３）に記載する事業者（以下「甲」という）と利用者（以下「乙」という）は、介護保険法その他の法令（以下「介護保険法令等」という）に定める指定介護予防特定施設入居者生活介護または指定特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設等」という）の利用にあたり、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

この証として、本契約書２通を作成し、記名押印の上、甲および乙がその各１通を保有し、身元引受人はその写しを保有します。

第１条（契約の目的）

甲は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を利用する要支援者または特定施設入居者生活介護を利用する要介護者に対し、指定特定施設において、介護保険法令等を遵守し、本契約の定めるところに従い、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目的としてサービスを提供します。

- ２ 本契約に基づき提供されるサービスの内容（本契約第４条および第５条に定めるもの。以下同じ）は、重要事項説明書に添付する『介護サービス等の一覧表』に定めるとおりとします。

第２条（契約期間と更新）

本契約の有効期間は、____年 ____月 ____日から____年 ____月 ____日までとします。ただし、上記の契約期間満了日以前に、乙に関して介護保険法令等により行われる要支援認定または要介護認定、更新認定、状態区分の変更認定、取消等の手続きにより、要支援認定または要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定または要介護認定有効期間満了日までとします。

- ２ 契約期間満了日の７日以上前までに乙から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

第３条（運営規程）

甲は、指定特定施設等において、以下に掲げる重要事項に関する規程（以下「運営規程」という）を定めます。

- 一 事業の目的および運営の方針
- 二 従業者の職種、員数および職務内容
- 三 入居定員および居室数
- 四 指定特定施設等のサービス内容および利用料その他費用の額
- 五 乙が介護居室または一時介護室に移る場合の条件および手続
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

第４条（介護保険給付対象サービス）

本契約において、「介護保険給付対象サービス」とは、介護予防特定施設サービス計画または特定施設サービス計画（以下「特定施設等サービス計画」という）に基づき、甲が乙に対して提供する、

サービスをいいます。

- 2 前項サービスのうち、介護予防特定施設入居者生活介護においては、乙の介護予防を目的とした入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、ならびに機能訓練および療養上の世話をを行います。
- 3 第1項のサービスのうち、特定施設入居者生活介護においては、乙に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、ならびに機能訓練および療養上の世話をを行います。

第5条（介護保険給付対象外サービス）

本契約において、「介護保険給付対象外サービス」とは、介護保険の給付対象となる前条の指定特定施設等の介護保険給付とは別に介護に係る費用を受領できる介護サービスであって、厚生労働省令第35号第238条第3項第一号、厚生省令第37号第182条第3項第一号および当該省令の解釈通知である老企第52号に定める人員配置が手厚い場合の介護サービスおよび個別的な選択による個別介護サービスをいい、別紙「要支援認定および要介護認定等に伴う確認書」の書面に定めるものをいいます。

第6条（介護予防または介護の場所）

甲は、乙に対し本契約に基づく介護予防サービスまたは介護サービス（以下「介護等」という）を、原則としてホームにおける乙の居室において提供します。

- 2 甲は、乙に対しより適切な介護等のため必要と判断する場合に、本契約に基づくサービスの提供の場所をホーム内において変更することがあります。
- 3 前項の必要性の判断および介護等の場所の変更にあたっては、甲は医師の意見を聴くとともに、乙の意思を確認します。
- 4 甲は、第2項による変更後の場所の変更における介護等が長期となり居室の住み替えが必要となった場合で、乙の居室の権利や利用料に変更をともなう場合には、一定の観察期間を設けると同時に、住み替え後の居室および介護等の内容、権利の変更、費用負担の増減等について、乙に説明し、乙の同意を得ます。

第7条（地域との連携等）

甲は、事業運営にあたり、周辺地域住民が行う活動等を通じて地域との交流に努め、また地方自治体が実施する事業に協力するよう努めるものとします。

第8条（要介護認定等に伴う確認）

甲は、乙の要支援認定または要介護認定が確定・更新・変更された場合、その内容を確認するために、次の各号に定める事項を含めた「要支援認定または要介護認定に伴う確認書」を乙に交付します。

- 一 要支援認定または要介護認定の内容およびその認定日、有効期間
 - 二 認定審査会の意見
 - 三 市町村により確定されたその他の重要な事項
- 2 前項の確認に際して、甲は、乙に対して次の各号に定める事項について説明を行い、それについての乙の意思を確認します。
 - 一 本契約第4条に定める「介護保険給付対象サービス」に関する費用の額への同意、およびそ

の支払方法について、法定代理受領とする旨の同意

- 二 本契約第5条に定める「介護保険給付対象外サービス」に関するサービス内容および利用料金についての同意
- 三 本契約に基づくサービスの利用に関して、乙が負担する利用料金や支払方法等が変更された場合の同意
- 四 その他乙または甲において必要と考えられる事項

第9条(特定施設等サービス計画の作成・変更)

甲は、介護保険法令等に基づき、利用者ごとに特定施設等サービス計画の原案または変更案を作成します。

- 2 前項の原案または変更案は、乙またはその家族に書面で交付し、かつ協議を行い、その同意を得た上で決定します。

第10条(甲の守秘義務)

甲は、正当な理由なしに、本契約に基づくサービスを提供するうえで知り得た乙またはその家族等に関する事項を第三者にもらしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

第11条(サービス利用料金)

乙は、甲に対して、本契約に基づき提供されたサービスの利用料を、「要支援認定または要介護認定に伴う確認書」(第8条)および「特定施設等サービス計画」(第9条)に基づき支払うものとします。

- 2 甲は、乙に対して、本契約に基づき提供されたサービスの内容に基づき、乙が支払うべき利用料金の内訳やサービスの区分等を記載した請求書をあらかじめ送付します。

第12条(利用料金の変更)

介護保険法令等の変更等に伴い本契約第8条第2項第一号に定める費用に変更があった場合、甲は乙等への説明を行い、当該利用料金等を変更することができます。

- 2 本契約第8条第2項第二号に定める費用として支払う利用料金について、甲は、乙の同意を得たうえで、当該利用料金を変更することがあります。この場合、甲は、ホームの所在する地域の発表する消費者物価指数および人件費等を勘案するなどの手続きをとるものとします。

第13条(損害賠償)

甲は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し乙の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに乙に対して損害を賠償します。但し、乙に故意または重大な過失がある場合は賠償額を減ずることができます。

第14条(契約の終了事由)

本契約は、次の各号の一つに該当するときは、終了します。

- 一 乙が死亡した場合
- 二 介護予防特定施設入居者生活介護の利用契約者が、自立または要介護に認定変更された場合

- 三 特定施設入居者生活介護の利用契約者が、自立または要支援に認定変更された場合
 - 四 入居契約が終了した場合
 - 五 甲が介護保険法令等に基づく指定特定施設等の事業者指定を取り消された場合または指定更新を行わなかった場合
 - 六 乙が指定特定施設等の利用に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合
 - 七 第16条または第17条に基づき本契約が解除または解約された場合
- 2 前項二号または第三号に該当する場合、原則として当該契約はいったん終了しますが、引き続き特定施設等入居者生活介護の利用契約を締結しようとする場合、本契約は有効に継続するものとします。

第15条（甲からの契約解除）

甲は、乙の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することがあります。

- 2 前項の場合、甲は次の手続きを行います。
- 一 一定の観察期間をおくこと
 - 二 医師の意見を聴くこと
 - 三 契約解除の通告について3ヶ月の予告期間をおくこと
 - 四 前号の通告に先立ち、乙本人の意思を確認するとともに、入居契約で定める身元引受人等の意見を聴くこと
- 3 甲は、本契約に基づくサービス利用料金の支払につき、乙がしばしば遅延し、その支払いがない場合など、本契約における甲と乙の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、3ヶ月の予告期間において、本契約を解除することがあります。この場合、前項第四号を準用します。
- 4 前項において、乙が介護保険法令等に定める法定代理受領サービスを希望しており、本契約第8条第2項第一号に定める費用の支払いを遅延する場合には、甲が本契約の解除に先立ち行う予告期間は6ヶ月とします。

第16条（乙からの中途解約）

乙は、本契約の有効期間中、いつでも本契約を解約することができます。この場合、乙は契約終了を希望する日の7日前までに甲に書面により通知するものとします。

第17条（精算）

第15条の規定に基づき、本契約が終了した場合において、乙が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他甲に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については利用日数に基づいて計算した金額とします。

第18条（苦情処理）

甲は、本契約に基づくサービスに関する乙からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置します。

- 2 乙は、行政機関または国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関や紛争解決機関に苦情を申し立

てることができます。

- 3 甲は、前2項による苦情申立がなされた場合、これに対して迅速かつ適切に対応するものとし、乙に対して、これを理由とした差別的な待遇を行いません。

第19条（協議事項）

本契約に定めのない事項および疑義がある場合は、介護保険法令等の定めるところを尊重し、甲と入居者が協議の上、誠意をもって解決するものとします。

第20条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、乙および甲は予め合意します。

以上